第七十一条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

二　第十九条の九第一項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

三　第十九条の十第一項、第十九条の十五（第四項を除く。）又は第十九条の十六の規定に違反した者

第七十三条の二に次の一項を加える。

2　前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一　当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。

二　当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けていないこと。

三　当該外国人が第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

第七十三条の二の次に次の四条を加える。

第七十三条の三　行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。

3　行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。

4　前三項の罪の未遂は、罰する。

第七十三条の四　行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五　第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の六　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　他人名義の在留カードを行使した者

二　行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、収受し、又は所持した者

三　行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者

2　前項（所持に係る部分を除く。）の罪の未遂は、罰する。

第七十四条の七中「第七十三条の二第二号」を「第七十三条の二第一項第二号」に改め、「第三号」の下に「、第七十三条の三から第七十三条の六まで」を加える。

第七十五条の次に次の二条を加える。

第七十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを受領しなかつた者

二　第二十三条第三項の規定に違反して在留カードの提示を拒んだ者

第七十五条の三　第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを携帯しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十六条第一号中「（特別永住者を除く。）」を削り、同条第二号中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第七十六条の二中「第七十三条の二」の下に「若しくは第七十四条」を加える。

第七十七条の二を次のように改める。

第七十七条の二　第六十一条の九の三第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項若しくは第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の七第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により返還され、若しくは第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの受領又は第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

別表第一中「第十九条」の下に「、第十九条の十六、第十九条の十七」を加える。

別表第二日本人の配偶者等の項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二の規定による」を削り、同表永住者の配偶者等の項中「永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）」を「永住者等」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「申請は」の下に「、法務省令で定めるところにより」を加え、「事務所に自ら出頭し、当該市町村の」、「、法務省令で定めるところにより」及び「及び写真」を削り、同項ただし書並びに同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項の書類及び写真」を「前項の書類」に改め、「（法務省令で定める書類を除く。）及び写真」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第三項中「、地方入国管理局に自ら出頭し」を削り、同項を同条第四項とし、同条第四項を削る。

第六条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「市町村」を「居住地の市町村」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十一条の見出しを「（政令等への委任）」に改め、同条中「法務省令」の下に「（市町村の長が行うべき事務については、政令）」を加え、同条を第二十五条とする。

第十条の二中「第六項並びに第六条第一項」を「第四項、第六条第一項、第七条第二項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項並びに第十六条第三項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十条第一項中「三年」を「五年」に、「四年」を「六年」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「第二十六条」の下に「及び前項において準用する入管法第二十六条の二」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　入管法第二十六条の二の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第二項中「一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

第十条を第二十三条とする。

第九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第九条第一項各号」を「第二十二条第一項各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に、「及び第三項の規定」を「の規定による」に、「第四条第二項及び第六条第一項の規定」を「第四条第一項の」に改め、同条を第二十一条とする。

第七条中「入管法第二十六条第一項」を「特別永住者であって、入管法第二十六条第一項」に、「受けて上陸する特別永住者」を「受けている者」に改め、同条を第二十条とする。

第六条の次に次の十三条を加える。

（特別永住者証明書の交付）

第七条　法務大臣は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

2　法務大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付する。

3　法務大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、入国審査官に、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付させる。